

陸上自衛隊達第61-6号

防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）の規定を実施するため、陸上自衛隊の防衛諸計画の作成等に関する達（陸上自衛隊達第61-6号）の全部を改正する。

平成27年12月8日

陸上幕僚長 陸将 岩田 清文

陸上自衛隊の防衛諸計画の作成等に関する達

改正 令和5年3月28日達第61-6-1号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 陸上防衛戦略（第3条・第4条）

第3章 陸上自衛隊長期防衛見積り（第5条・第6条）

第4章 陸上自衛隊中期防衛見積り（第7条・第8条）

第5章 防衛力整備計画陸上自衛隊原案及び防衛力整備計画陸上自衛隊細部計画（第9条・第10条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊における防衛力の整備、維持及び運用に関する計画（以下「陸自防衛諸計画」という。）の作成等について必要な事項を定め、陸上自衛隊の隊務を計画的かつ組織的に管理し、隊務運営の能率向上を図り、もってその任務を効率的に達成することを目的とする。

（陸自防衛諸計画の種類等）

第2条 この達において、陸自防衛諸計画の種類は、陸上防衛戦略、陸上自衛隊長期防衛見積り（以下「陸自長期防衛見積り」という。）、陸上自衛隊中期防衛見積り（以下「陸自中期防衛見積り」という。）、防衛力整備計画陸上自衛隊原案（以下「陸自原案」という。）、防衛力整備計画陸上自衛隊細部計画（以下「陸自細部計画」という。）、陸上自衛隊の年度業務計画（以下「陸自の年度業務計画」という。）及び陸上自衛隊防衛、警備等関連措置計画（以下「陸自防衛、警備等関連措置計画」という。）とする。

2 前項の陸自防衛諸計画のうち、陸自の年度業務計画及び陸自防衛、警備等関連措置計画の作成等については、別に定めるところによる。

第2章 陸上防衛戦略

(目的)

第3条 陸上防衛戦略は、おおむね10年間を主対象とし、内外の諸情勢を見積り、目標、方策、防衛構想を明らかにして陸上自衛隊の運用に係る指標を示すとともに、将来の陸上自衛隊の防衛力整備の資とする。

(作成等)

第4条 陸上防衛戦略は、原則として10年ごとに作成するものとする。ただし、防衛省の防衛諸計画の作成等を見据え適時に作成することができる。

2 陸上防衛戦略を作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果陸上防衛戦略に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに修正するものとする。

第3章 陸上自衛隊長期防衛見積り

(目的)

第5条 陸自長期防衛見積りは、陸上防衛戦略で示す目標達成のため、その方向性を踏まえ、その作成する年度のおおむね15年後を主対象とし、見積もり得る将来を考察して長期的将来を見据えた将来作戦構想を案出するとともに、陸上防衛力の長期的な整備の方向を明らかにして、陸自中期防衛見積りの作成等の資とすることを目的とする。

(作成等)

第6条 陸自長期防衛見積りは、原則として5年ごとに作成するものとする。ただし、防衛省の防衛諸計画の作成を見据え適時に作成することができる。

2 陸自長期防衛見積りを作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果陸自長期防衛見積りに重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに修正するものとする。

第4章 陸上自衛隊中期防衛見積り

(目的)

第7条 陸自中期防衛見積りは、陸上防衛戦略で示す目標達成のため、その方向性を踏まえ、陸自長期防衛見積り等を参考として作成し、原則として次の防衛力整備計画の対象とする期間を主対象とし、内外の諸情勢を見積り、これに対する所要防衛力並びに陸上防衛力整備の基本構想等を明らかにし、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第8条、9条、10条及び11条に定められた能力分析及び能力評価の作成等に協力する際の資とすることを目的とする。

(作成等)

第8条 陸自中期防衛見積りは、原則として5年ごとに作成するものとする。

ただし、防衛省の防衛諸計画の作成を見据え適時に作成することができる。

- 2 陸自中期防衛見積りを作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果陸自中期防衛見積りに重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに修正するものとする。

第5章 防衛力整備計画陸上自衛隊原案及び防衛力整備計画陸上自衛隊 細部計画

(目的)

第9条 陸自原案は、対象とする期間における防衛力整備計画の策定に係る省内・幕内作業を整理し、省内作業に主導的に対応することを目的とする。

- 2 陸自細部計画は、じ後の陸幕内の幕僚活動の参考資料を作成することを目的とする。

(作成等)

第10条 陸自原案は、対象とする期間における陸上自衛隊の主要事業について、各事業編成の考え方、省内検討に基づく事業計画の考え方を具体化し、防衛力整備計画に反映する。

- 2 陸自細部計画は、防衛力整備計画が策定されたのち、陸上自衛隊の防衛力整備の方針、重視事項等を明確化する。
- 3 修正を加える必要が生じた場合、または防衛力整備計画の見直しが行われる場合にあつては、これに準じて陸自細部計画の見直しを行う。

附 則

この達は、平成27年12月8日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月28日陸上自衛隊達第61-6-1号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。